近畿大学病院跡地の新病院の開設について

**資料１－１**

【経過】

・H30.9.13　「大阪狭山市における近畿大学医学部附属病院移転後の地域医療機能の確保に関する基本協定書」を大阪府、大阪狭山市、学校法人近畿大学の三者で締結

　・H31.4.8　「近畿大学医学部移転に伴う医学部附属病院再編計画（平成30年11月）」について、南河内保健医療協議会及び医療審議会（部会・本審）を経て、厚生労働大臣同意

**（再編計画のうち、跡地の医療に関する主な内容）**

近畿大学は、現附属病院の跡地での医療について、地元自治体等からの要望もあることから、周辺地域における将来にわたる医療需要を踏まえながら、医療法人等への経営移譲を軸に医療機能の確保に努める。（中略）

なお、経営移譲を行う場合における病床数については、医療需要や病床の適正配置等の観点から、総合的に検討を進めていく。

・R2.11.6　大阪狭山市より、跡地における医療需要に係る文書照会があり、大阪府はR2.11.20付けで文書回答するとともに、令和２年度南河内保健医療協議会（R3.2.12 書面開催）で協議。

**（府回答の概要）**

病床機能別にみると、大阪府地域医療構想上の回復期機能が不足していることから、後継病院については、同機能を有する病院を中心に検討されるべきと思料。

また、現病院と移転後の新病院の病床差である119床を超えて整備する場合は厚生労働省協議が必要となる。

**（南河内保健医療協議会での主な意見）**

・　従来の近畿大学病院の機能は堺市に移転しても保つとされている。地域の医療資源の崩壊につながることも懸念されるため、跡地病院は回復期 119 床を厳守していただきたい。

・ 将来の基準病床数から考えて、後継病院に急性期病院を新設することは妥当性を欠くものと考える。

・ 病床数が 119 床かそれを超えるのかに関わらず、後継病院は回復期病床に限定し、そのうえで本圏域内の医療機能や医療資源の集約化・効率化を検討する必要がある。

　・R6.1.10　学校法人近畿大学が、病院移転後の跡地における地域医療機能の確保について、医療法人せいわ会を跡地の新病院開設の優先候補として協議を進めることを公表。同年12月医療法人せいわ会を跡地の新病院 開設者とし、協議を進めることを公表

　　　　　　（令和５年度及び６年度の南河内保健医療協議会において説明）

・R7.11　学校法人近畿大学 近畿大学病院（一般919床）が医学部併設特例により、堺市へ移転の予定。

【協議事項】

大阪府域は全て病床過剰地域であるため、病院の新規開設は原則認められず、医療法に基づく開設中止勧告の対象となるが、今回のケースでは、医学部併設特例により、近畿大学病院が他医療圏に移転し、かつ、府域全体として病床数が増加しないこと、また、新たに開設される後継病院の医療機能等が地域の合意を得られていることから、開設中止勧告の対象としないことでどうか。

　《参考》

　● 医療法30条の11により、知事は「医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合」は、病院を開設しようとする者に対し、医療審議会の意見を聴いて、病院の開設に関して勧告することができる。

　　● 「医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合」とは、民間医療機関が、病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、その病床の種別に応じ、その病院の所在地を含む二次医療圏における既存の病床数が、医療計画に定める当該区域の基準病床数に既に達している場合又はその病院の開設等によって当該基準病床数を超えることとなる場合をいうものである。

　　　（令和５年３月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」）